

日本原燃株式会社
濃縮・埋設事業所(加工施設)
平成30年度第3回保安検査報告書

平成31年2月
原子力規制委員会

目次

| | |
|--------------------|----|
| 1. 実施概要 | 1 |
| (1) 保安検査実施期間 | 1 |
| (2) 保安検査実施者 | 1 |
| 2. 保安検査内容 | 1 |
| (1) 基本検査項目 | 1 |
| (2) 追加検査項目 | 1 |
| 3. 保安検査結果 | 1 |
| (1) 総合評価 | 1 |
| (2) 検査結果 | 3 |
| (3) 違反事項 | 12 |
| 4. 特記事項 | 13 |

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成30年11月6日(火)

至 平成30年12月5日(水)

(2) 保安検査実施者

六ヶ所原子力規制事務所

原子力保安検査官 服部 弘美

原子力保安検査官 山中 弘之

原子力保安検査官 上野 賢一

原子力保安検査官 石井 友章

原子力保安検査官 関 典之

原子力保安検査官 本間 広一

原子力保安検査官 田中 秀樹 他

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

① 事業者対応方針等の履行の実施状況

② 外部事象等に対する体制の整備状況

(2) 追加検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

① 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「事業者対応方針等の履行の実施状況」及び「外部事象等に対する体制の整備状況」を基本検査項目として、また、「保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況」を追加検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「事業者対応方針等の履行の実施状況」については、平成29年度第2回保安検査等で確認された「ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等^A」、「JAEA 大洗内部被ばく事故^Bに対する水平展開不足」等の問題に対する日本原燃株式会社の対応

A: 平成29年8月31日ウラン濃縮工場分析室天井裏の給排気ダクトに顕著な腐食が認められた事象。

B: 平成29年6月6日国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟において発生した核燃料

方針(以下「事業者対応方針」という。)に対する対応の状況として以下を確認した。

「ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等に対する対応方針^C」(以下「対応方針2」という。)については、ウラン濃縮工場内に設置された設備・機器のうち、保温材で覆われていること等により状態が確認できなかった箇所について、継続して点検等を実施していること、設備・機器の保全重要度の設定及び点検・更新が必要な長期未点検の設備・機器の洗い出しについて、予防保全対象機器のうち長期未点検で分解点検が必要な機器を洗い出し、一部の設備・機器において開放点検を実施していること等を確認した。

「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針^D」(以下「対応方針3」という。)については、安全・品質本部は、再処理施設の低レベル廃棄物処理建屋での作業員の靴底に汚染が確認された事象^E(以下「DA 汚染事象」という。)の根本原因分析からの提言等を踏まえて、放射線管理の改善等を各事業部に水平展開していること、濃縮事業部では管理された状態で改善が実施されていること等を確認した。

「全社としての改善の取り組みの強化^F」(以下「対応方針4」という。)については、安全・品質本部が協力会社への個別訪問を行い、協力会社から出された意見について、各事業部にそれらの問題に対し対策の検討を依頼し、改善を図りつつあることを確認した。しかしながら、品質・保安会議での指示事項に対し各担当へ展開しているものの、その進捗状況を把握していないこと等が確認された。本件については、安全・品質本部が改善策を検討しており、今後対策を実施することを確認した。また、濃縮事業部では、管理された状態で改善が実施されていること等を確認した。

「外部事象等に対する体制の整備状況」については、自然災害等として地震、台風、強風、豪雨等が発生した場合の体制の整備に関して、関係課長が手順書に基づき、事前の措置、事象発生時の作業の停止措置、避難指示等を行うこと、ウラン濃縮工場で火災を確認した場合の初期消火活動に必要な体制及び関係する手順書を整備していること等を確認した。なお、落雷に対する対応としては、設備等の保護として保安器を追加設置する等の設備による対策を検討していることを確認した。

追加検査の結果、「保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況」については、品質マネジメントシステムに係る報告徴収^G(以下「報告徴収」という。)を受け、平成

物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故。

C:平成29年度第2回保安検査等におけるウラン濃縮工場分析室天井裏の給排気ダクト損傷等の指摘に係る保守管理や巡視・点検等の対応方針。

D:平成29年度第2回保安検査における全社としての JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でないこと等の指摘に係る対応方針。

E:平成30年2月15日、日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設において作業員の靴底に汚染が確認され、同施設に対する平成29年度第4回保安検査において保安規定違反(監視)と判定した。

F:今回の一連の問題に共通する課題と考えられる、「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」、「事実を正確に把握し、説明できない」という問題について、全社の活動を取りまとめた対応方針。

G:平成28年度第3回保安検査において、組織の中心となって品質マネジメントを推進すべき立場である安全・品質本部が、事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと等が確認された。原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制

29年2月28日に原子力規制委員会に提出した報告書を踏まえた改善活動として、安全・品質本部、監査室等が、当該報告書で実施するとした全ての改善活動をアクションプランに基づき実施するとともに、これまでの活動結果の有効性を評価し、これらの結果から当該報告書に基づく改善活動が完了したことを確認した。

改善活動の有効性評価において抽出したさらなる改善の取組みとして、安全・品質本部は「各事業部の活動の強み、脆弱性を明確にした上で、その改善に向けてより一層の積極的な支援を行うこと」等、監査室は「事業者自らの脆弱性を把握し、自主的に改善を進めることが重要であり、監査活動のより一層の質の向上を行うこと」等の改善活動について、品質目標等に定め、日常業務として実施していく方針であることを確認した。

保安検査実施期間中、加工施設の運転管理状況の聴取、施設の巡視等を行った結果、保安規定に抵触する事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は問題ないことを確認した。なお、報告徴収に係る是正措置活動については、これら活動結果が有効であると評価されることから、保安検査における追加検査としての確認は終了することとする。今後の改善活動については、品質目標等において管理され、日常業務として実施されることから、適宜、品質目標の達成状況について、保安検査等において確認する。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 事業者対応方針等の履行の実施状況

ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷、JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開不足等の問題に係る事業者対応方針の実施状況について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。

a. 対応方針2の対策の実施状況

対応方針2は、現場にある全ての設備を対象に、設備・機器の設置場所及び管理責任部署の確認並びに設備・機器の状態把握のための調査を実施し、調査結果を踏まえ、保全計画の策定を含む保全の取組みに係る改善を図るとしている。これらの活動について、計画の管理、計画に基づく実施、活動を通じた改善事項等の取組状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 全設備・機器の設置状況の確認及び状態把握について

全体計画書「ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等における対応」(以

に関する法律(昭和32年法律第166号)第67条第1項の規定に基づき、品質マネジメントシステムが機能していなかった問題に対する原因究明とその是正措置計画を報告することを日本原燃株式会社に命じた。

下「ダクト損傷等対応全体計画書」という。)の改正を受け、「直接目視が困難な箇所等の外観点検計画」に関して、点検実施者への教育実施等に係る改正を平成30年10月10日に行ったこと、同計画に基づき、点検実施者への教育を実施するとともに、貫通孔の外観点検については、第2段階の確認として、第1段階として実施した屋外及び第1種／第2種管理区域のバウンダリーを形成する貫通孔以外の全ての貫通孔に対する外観点検を実施中であること、ユーティリティ配管については、保温材を剥がした状態での配管外面の外観点検を実施中であること給気ダクトについては、内面の外観点検及びダンパの動作確認を実施中であること等を同計画書、聴取等により確認した。

ダクト損傷等対応全体計画書に基づき、分解点検が必要と判断した設備・機器の点検計画のうち「点検・更新の必要な機器の洗い出し結果を踏まえた点検計画書(中長期)」についても、点検実施者への教育実施等について、同様の改正が行われ、当該計画書に基づき、点検目標時期を平成30年12月として、ケミカルトラップやロータリポンプ、排風機等の点検を計画していることを確認した。

「点検・更新の必要な機器の洗い出し結果を踏まえた点検計画書(短期)」に基づき、平成30年7月に付着ウラン回収設備のケミカルトラップ入口弁(解放部から見える範囲の入出口配管を含む)の開放点検を実施したこと、その結果、一部で安全性に影響を及ぼすものではないが修理を要する錆、付着物が確認されたこと、これらの錆等については、今後、ケレン、部品交換等により計画的に対応するとともに、得られた知見を定期的な点検・修繕に係る保全計画策定のインプット情報として反映するとしていることを「点検・更新の必要な機器の洗い出し結果を踏まえた点検(短期) 付着ウラン回収設備ケミカルトラップ(A12O3)入口弁点検結果報告書」等により確認した。

設備・機器の保全重要度の設定及び長期未点検の設備・機器の抽出については、ダクト損傷等対応全体計画書に基づく「保全計画の策定」の活動を段階的に実施する計画であることを踏まえ、保全計画の策定の段階にあわせて、その対象を順次拡充し、適宜保全計画に組み込む方針の下、以下の取組みがなされていることを「設備・機器毎の保全重要度の設定および長期未点検設備・機器の抽出報告書」等により確認した。

- ・ 「設備・機器毎の保全重要度の設定及び長期未点検設備・機器の抽出計画書」を同年10月29日に改正したこと。
- ・ 同計画書に基づき「系統・機器の保全重要度設定の再設定」及び「長期未点検設備・機器の再抽出」の各項目についてチェックを実施したこと。
- ・ ウォークダウンにより新たに確認された設備に対しても保全重要度の設定が適宜行われ、20系統及び54, 256機器の保全重要度が設定されたこと。
- ・ これらの活動を通して、28, 784件の「予防保全対象機器として定期的に分解点検を実施していない長期未点検機器」、9, 244件の「事後保全対象機器として定期的に巡視点検を実施していない長期未点検機器」を抽出したこ

と。

- ・保全重要度の設定結果については、「ダクト損傷等対応全体計画書「STEP2-7 保全計画の策定」の点検計画のインプット情報とする。」こと、予防保全対象機器で長期未点検機器に分類した設備・機器については、「ダクト損傷等対応全体計画書「STEP2-3 分解点検・更新が必要な設備・機器の洗い出し」において分解点検が必要な設備の洗い出しを行う。」こととしていること。

(b) 図面と現場の設備・機器との照合について

図面と現場の設備・機器との照合については、平成30年11月16日、現場照合等による図面との差異を抽出するための照合要領等を明確にする「個別計画書 図面照合計画書」の改正を行ったこと、同計画書に基づき、照合作業を継続して実施中であること、設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）対象設備の照合については、「現場照合 検証活動マニュアル」に基づく検証チームの検証が終了したこと、ウォークダウンで確認した60,400件の設備・機器のうち、図面との差異を抽出中であることを関係者への聴取等により確認した。

b. 対応方針3の対策の実施状況

対応方針3は、平成29年度第2回保安検査（加工施設、廃棄物埋設施設、再処理施設及び廃棄物管理施設）における JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開に係る指摘に対し、安全・品質本部において全社的な水平展開の体制を構築する等の対策を実施するとしている。これを踏まえ、安全・品質本部及び濃縮事業部の対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

大洗事故に対する水平展開については、当該水平展開実施中に発生した DA 汚染事象の根本原因分析からの提言等を踏まえた調査表を作成し、平成30年9月25日に各事業部に対して展開し、放射線作業時の役割分担を確認する等の調査を行う計画としたこと、平成30年8月6日に JAEA 核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室において発生した汚染事象を踏まえた調査表を作成し、平成30年10月15日に各事業部に展開し、グローブボックスを使用する際の防護装備の現状について確認を行う計画としたことを「JAEA 大洗内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書」等により確認した。

安全・品質本部は、各事業部の専門的知識を有するメンバーで構成された特別な体制での活動について、調査内容の検討に多くの時間を費やし速やかな水平展開の実施という観点で課題があることに対し、その改善として、調査の実施計画書を段階的に策定し、可能な範囲で調査に着手する等の対策について検討していることを「中間報告書の反映事項の整理・要領類への反映(案)について」等

により確認した。

(b) 濃縮事業部の活動状況

調査項目1から4の対策の実施状況については、品質保証課が1か月に1回程度の頻度で担当課へ実施状況を確認していること、排気系の使用済み捕集剤(NaF)及び中間製品容器等の内部洗浄により発生した放射性固体廃棄物(スラジ)が収納されたドラム缶の蓋を開封し、収納物の分解ガス発生の有無を確認する作業等について、設備による対策の一部が未実施であるものの、それ以外の対策については、計画どおり進捗していることを確認していることを関係者への聴取により確認した。

DA 汚染事象を受け、同事象に関する是正処置及び根本原因分析結果を踏まえ、平成30年11月16日、濃縮事業部の改善計画書を改正し、濃縮事業部の追加改善事項を改善計画書へ反映していることを「JAEA 大洗内部被ばく事故を踏まえた濃縮事業部における改善計画書(改正2)」により確認した。主な濃縮事業部の追加改善事項は以下のとおり。

- ・「管理区域内作業管理要領書」の上位文書である「加工施設 放射線施設管理細則」において、役割分担等が明確となるよう当該細則を見直すこと。
- ・各課長は、作業再開に先立ち、変更された管理区域内作業要領書を作業に従事するに当たって周知、遵守するよう「加工施設 放射線施設管理細則」に明記されているものの、その周知方法までは明確になっていないため、作業開始前に変更内容を TBM(ツールボックスミーティング)等により再確認する仕組みとするよう当該細則を見直すこと。
- ・ウラン濃縮工場で取り扱う核種はウランのみであるため、放射線業務従事者に対する教育は、現状で十分と考えるが、放射線管理課員に対する教育としては、放射性壊変の仕組み等、基礎的な内容が不足しているため、教育資料を見直すこと。

c. 対応方針4の対策の実施状況

対応方針4には、全社の活動として、今回の一連の問題に共通する課題と考えられる「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策、「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策、全社におけるチェック機能の強化等について定められており、これらの対策等の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

現場の問題を拾い上げるために、協力会社への個別訪問を行った結果、「再処理事業部の打ち合わせでは目的が共有されず何も決まらない会議が多い」、

「マネジメントオブザベーション^H(以下「MO」という。)を現場パトロールと混同している」等の意見があり、各事業部に対策の検討を依頼し、改善を図りつつあることを「2018年度協力会社個別訪問」で受けた意見・要望の対応の依頼について」等により確認した。

MO については、被観察者に気付きを与えるような活動ができていない等の課題があるため、事業部間での活動の調整が必要との品質・保安会議における指摘を踏まえ、安全・品質本部が MO の実施状況を調査した結果、MO の被観察者に気付いてもらう活動が弱いこと、観察者が実施方法を正しく理解する必要があること等の問題を抽出し、早期に実施可能な対応として、MO の被観察者が気付いた事項を記録するように記録様式の変更を検討していることを「マネジメントオブザベーション(MO)の実施状況および課題について」等により確認した。

対応方針1、対応方針2及び対応方針3に共通する背景要因の分析について、それらの根本原因分析報告書が取りまとめられたため、共通する要因として現場の課題を経営層に伝えられないこと等を抽出し、要因を解決する対策として経営層の期待事項の明確化を行うこと等を策定し、安全・品質改革委員会へ報告したこと、安全・品質改革委員会での議論を踏まえ、今後、報告書を作成することを「三つの根本原因分析結果を通じて推定される当社の弱みに係る分析とその対策について」等により確認した。

事業者対応方針の進捗は、品質・保安会議で確認することにしており、品質・保安会議での指示事項をリスト化しまとめてはいるものの、指示事項に対するフォローアップが的確に行われていないこと、また、品質・保安会議での指示事項が再処理事業部で十分に認識されていないことに対する改善について、指示事項に対する回答の期限管理を行うこと、議事録を関係者に直接配付すること等の対策を行うことを「品質・保安会議の改善について」等により確認した。

(b) 濃縮事業部の活動状況

濃縮事業部の実施計画書「濃縮事業部としての改善の取り組みの強化」に基づき、「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策として実施している「セルフチェックの強化」については、チェック責任者が濃縮事業部長及び安全・品質本部長に対して毎月の活動状況報告を継続していること、チェック責任者の活動の振り返り、これまでのコメント内容の傾向分析結果を整理した上で、平成30年11月に予定している現場管理職との意見交換を踏まえ、改善に向けた活動に反映させる予定であることを「濃縮事業部 チェック結果報告書」により確認した。

「自ら気づき、改善していく体質改善」及び「事実を正確に把握し、説明できな

H: 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況(作業実施状況など)を準備段階から完了後の振り返りまでに亘る全工程について、じっくり観察することにより、目標となるふるまいとの差を確認し、改善の手助けとなるような気づき点を提供し、現場の改善につなげる活動

い」ことの対策として実施している「現場でのグループディスカッション」については、計画に基づき継続的に実施していることを「濃縮事業部「対話活動」に係る2018年度上半期活動実績等報告」により確認した。また、各課において週1回以上のMOの活動の実施を継続していること、MOの運用改善として「あるべきふるまい」を設定するとともに、MO活動に係る体制の整備を進めていることを「2018年度MO活動計画【改定1】」、「MO活動実績報告(2018年11月14日)」、「MO合格者・コーチ認定者リスト」等により確認した。

「CAP¹の運用改善」については、新規制定した「CRガイドライン」、「PICoガイドライン」、「CAPシステム関連会議体運営ガイドライン」等に基づき、パフォーマンス改善推進者(PICo)として8名を任命する等、体制を整備し、平成30年10月29日から新しいCAPの活動を開始したこと、コンディションレポート(CR)として、監査結果や業務改善提案等を追加して、事象を幅広く登録することとし、関係者への説明会を実施するとともに、事業部内関係者へ電子メールにて周知したことを同ガイドライン等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

②外部事象等に対する体制の整備状況

外部事象等により異常事象等が発生した際の対応に係る体制、資機材、手順書等の整備状況について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

- ・自然災害等として、地震、台風、強風、豪雨等が発生した場合及び災害が複合して発生した場合、運転課長、濃縮技術課長、保修課長及び放射線管理課長は、保安規定において定める「加工施設 異常事象対策要領」の下位文書である「異常時対処手順 全般設備 自然災害等発生時対処」に基づきその対応業務を行うこと、その業務は所定の教育を受けた力量を有する者が実施することを定めていることを同手順書等により確認した。
- ・この手順書において、均質槽で液化作業中に地震の発生(予報を含む)を認知した場合、液化作業の停止措置を行うとともに、必要に応じて退避指示を行うこと、台風等による悪天候の場合、雨漏れ及び雨水の流入のおそれがあることから、監視強化策として、ウラン濃縮工場内で雨水流入のおそれがある箇所を明確にしたマップを参考に巡視、点検すること、豪雨が予想される場合、扉、シャッター等に対して目張り、土のうの設置等により雨水の吹込み防止対策を講じること等が定められていることを「ウラン濃縮工場 雨漏れおよび雨水流入マップ」、「ウラン濃縮工場 配管等屋

¹「CAP」とは、是正処置プログラム(Corrective Action Program)の略称で、品質情報を用いて、問題の特定・評価等を行い組織全体のふるまいを促進することを目的として是正処置を実施していく改善の仕組み。

外貫通マップ」等により確認した。

- ・ウラン濃縮工場全域における火災確認時の当直運転員による初期消火活動については、必要な体制が整備されていること、保安規定において定める「加工施設 異常事象対策要領」の下位文書である「異常時対処手順 全般設備 初期消火マニュアル」に基づき行われることを同要領等により確認した。
- ・ウラン濃縮工場及び濃縮事業部敷地内において、異常事象等が発生した場合、保安規定において定める「加工施設 異常事象対策要領」に基づき、異常事象等の措置に関する業務を適切に行うこととなっていることを同要領等により確認した。
- ・新規規制基準対応に係る自然災害10事象への対応については、落雷に対する対策として、設備、機器を保護する観点から、保安器を追加設置すること等の設備による対策を検討していること等、今後必要な対策を講じていく予定であることを関係者への聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

2) 追加検査項目

① 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況

平成28年度第3回保安検査で確認された品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)が機能していなかったことに係る保安規定違反に対する改善活動について、全体計画書等に基づく個別の改善活動及び当該改善活動に対する有効性評価等の実施状況を確認することとし、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

a. 安全・品質本部、監査室等の改善活動

安全・品質本部の全社で実施する継続的な改善活動として、各事業部の保安活動に関与する組織の管理職及び品質保証部門の関係者に対する ISO9000 審査員研修コースの受講については、平成30年4月に平成29年度の活動に対して有効性評価を行い、当該研修の受講により、QMS の理解促進等に寄与していると評価していること、平成30年度の活動については、平成29年度の研修の受講率が目標未達であったことを踏まえて改正された実施計画書に基づき、各部門の品質目標で管理された状態で実施していること、今後も平成30年度の実績を踏まえ、計画的に実施することを「各事業部に対する「ISO9000審査員コース研修」に係る実施計画書」等により確認した。

また、自主的な改善活動のうち、JEAC4111の研修受講については、平成29年度の研修の受講率が目標未達であったことを踏まえて改正された実施計画書に基づき、各部門の品質目標で実施状況を管理し、平成30年10月に2名受講し、受講率が60%となったこと、平成30年11月に当該活動の有効性評価を実施したことを「安全・品質本部および各事業部に対する実践的研修に係る実施計画

書」等により確認した。

監査室の改善活動については、監査活動のより一層の質の向上のための取組み等を継続的に実施していること、経営企画本部の職場風土改善活動については、全社で実施する継続的な改善活動としての対話活動や職場風土の現状把握のためのアセスメントの実施等を継続して実施していることを「全社的な職場風土の改善」における取組みの有効性評価について(報告)」等により確認した。

上記を含め、全体計画書等に基づく個別の改善活動については、全ての活動に対して有効性評価が実施され、対応が完了していることを確認した。詳細は別添2のとおり。

b. 報告徴収に係る改善活動の評価

日本原燃株式会社が、原子力規制委員会からの報告徴収を受けてから約1年半が経過し、報告徴収に基づく是正処置が概ね完了したとして、その是正措置等に対して自己評価(有効性評価)を実施するとしたことについて、平成30年度第2回保安検査においては、「報告徴収命令に係る是正措置等に係る評価 全体計画書」に基づき、安全・品質本部、監査室等が個別計画書を策定し、「報告徴収命令に関する是正処置等が継続(定着)しており、活動の狙いに対し改善が進んでいるか。」「報告徴収命令に至った問題に対して改善が進んでいるか。」等の視点でそれぞれ自己評価を実施し、これらの結果を安全・品質改革委員会が審議、了承したこと、安全・品質改革検証委員会の確認チームが、第三者機関の専門家として、事業者が自ら定めた評価の視点に基づいた活動が実施されているかを確認し、結果を取りまとめ中であること等を確認した。

本検査においては、前回保安検査以降の活動状況について確認した。確認した主な事項は以下のとおり。

- ・ 安全・品質改革検証委員会の確認チーム(リーダー1名、安全・品質改革検証委員会の委員2名、JANSI(一般社団法人原子力安全推進協会)等の品質保証の専門家の担当者7名で構成)は、第三者機関の専門家として、平成30年8月に事業者が自ら定めた評価の視点に基づいた活動が実施されているかを確認した結果及び今後の改善活動に係る提言を取りまとめ、同年9月20日に日本原燃株式会社へ通知したことを「確認結果報告書」等により確認した。
- ・ 当該確認チームは、全体として「報告徴収への対応として立案された措置の取り組みは一部完了していないものがあるものの、適切に活動が行われていることを確認した。これらの取り組みは処置完了で終わりというものではなく、本件を礎として、状況の変化に対応して改善し、継続的に取り組まれることが期待される。」と確認結果を取りまとめたことを「確認結果報告書」等により確認した。また、安全・品質本部、監査室等に対する個別の評価等については以下のとおりであることを確認した。

- 安全・品質本部の活動については、「一部継続して取り組む事項はあるものの適切に実施されている。マネジメントレビューのあり方の改善や CAP の導入等、各事業部を統括する機能の成果が現れてきている。」とし、今後の取組みを更に充実していくために、「社長を補佐する」を使命として各事業部のオーバーサイト¹の成果が出始めていると判断するものの、各事業部の活動の強み、脆弱性を明確にした上で、その改善に向けてより一層の積極的な支援が期待される。」等の提言を行っていること。
- 監査室の活動については、「報告徴収問題に対する是正処置は完了していると判断される。」とし、「今後の新検査制度の導入に向けて、日本原燃として自らの脆弱性を把握し自主的に改善を進めることが重要であり、監査室としてもこれに貢献するよう監査活動のより一層の質の向上が期待される。」との提言を行っていること。
- 安全・品質改革委員会の活動については、「是正処置に関する対応に留まることなく、全社品質保証活動を牽引する役割を果たしていると評価する。」とし、「幅広い視野での確な判断ができるよう、問題の事実関係や規制のコメントの意図が確実にインプットされる等、更なる改善検討が望まれる。」との提言を行っていること。
- 職場風土改善活動(全社で実施する継続的な改善活動)については、「良好な職場風土を醸成するための取組みは実施されているが、社外専門家の評価によると成果が現れてきておらず、道半ばの状況にあると判断される。」と評価していること。
- ・ 当該確認チームによるこれらの確認結果及び提言を踏まえ、安全・品質改革委員会の事務局が、今後の取組方針等を示した全体評価を全体報告書として取りまとめ、安全・品質改革委員会での審議を経て、平成30年10月9日、社長により承認されたことを「報告徴収命令に係る是正措置等に係る評価 全体報告書」等により確認した。主な評価結果については、以下のとおり。
 - 今回の自己評価からは、安全・品質本部及び監査室は、一部実施中の取組みはあるものの、是正措置等が仕組みとして機能し継続、定着しており、報告徴収に至った問題に対する改善が進みつつあること、職場風土改善は、活動の有効性は確認できているものの、全体的な効果が出るまでには至っておらず、今後は現状把握、課題の抽出を進め、具体的な職場課題の改善を進捗させることで職場風土を改善していく必要があること、安全・品質改革委員会は、その設置の目的に照らして活動できていることを確認した。

J: 実施すべき本来の目的に立ち返って、その目的に向かって業務を進めているかを確認し、目的から反れている場合は正しい方向へと導くこと

- 今回の自己評価を通じて、更なる改善に向けた課題と必要な対応が確認でき、課題に対する対応は、各部署の品質目標等で管理し確実に対応していくこと。
- 全社としての今後の継続的な取組みとしては、今回の報告徴収に係る是正措置等の実施を通じて、QMS の仕組みの見直しを進め、QMS の改善を進めてきたものの、平成29年度に再処理施設非常用電源建屋への雨水浸入事象に代表される保守管理の問題が発生し、QMS 改善の個別業務プロセス(保守管理、運転管理、放射線管理等の活動)への浸透がまだ途上であることを再認識したこと。これらは、事業者対応方針に基づき対応を実施しているところであるが、継続的な QMS の改善を進めていく中で、個々の個別業務プロセスの改善までつなげていく必要があること。
また、職場風土は、経営層と管理職が責任をもって主体的に職場課題に取り組む、全社的な改善が確認できるまで、地道な改善活動を継続的に実施していくこと。
- ・ 安全・品質改革委員会は、平成30年10月9日、上記全体報告書を安全・品質改革検証委員会において報告したこと、委員より「報告徴収命令に基づく是正措置等は適切に活動を実施あるいは継続していることを確認した。改善に向けた課題・提言に対する対応については、今後、確実に実施することを望む」等の改善活動に対する評価及び助言を得たことを「2018年度第1回安全・品質改革検証委員会 議事概要」等により確認した。
- ・ 安全・品質本部、監査室等の自己評価結果から抽出した課題、確認チームからの提言及び安全・品質改革検証委員会からの提言等のさらなる改善の取組みについては、安全・品質本部は「各事業部の活動の強み、脆弱性を明確にした上で、その改善に向けてより一層の積極的な支援を行うこと」等、監査室は「事業者自らの脆弱性を把握し、自主的に改善を進めることが重要であり、監査活動のより一層の質の向上を行うこと」等の改善活動について、各部門の品質目標等で管理し、日常業務として継続して実施する方針を検討していることを関係者からの聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。なお、報告徴収に係る是正措置活動については、これら活動結果が有効であると評価されることから、保安検査における追加検査としての確認は終了することとする。今後の改善活動については、品質目標等において管理され、日常業務として実施されることから、適宜、品質目標の達成状況等について、保安検査等において確認する。

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項
なし

(別添1)

保安検査日程(1/5)

| 月 日 | 11月6日(火) | 11月7日(水) | 11月8日(木) | 11月9日(金) |
|-----|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 午 前 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 |
| | ◎ 事業者対応方針 等の履行の実施状 況※1 | | | |
| 午 後 | ◎ 事業者対応方針 等の履行の実施状 況※1 | | | |
| | ● チーム会議 ● まとめ会議 | | | |

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等
※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(2/5)

| 月 日 | 11月12日(月) | 11月13日(火) | 11月14日(水) | 11月15日(木) | 11月16日(金) |
|-----|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 午 前 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 |
| 午 後 | | | | | |

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(3/5)

| 月 日 | 11月19日(月) | 11月20日(火) | 11月21日(水) | 11月22日(木) |
|-----|------------------------------|------------------------------|------------------------------|---|
| 午 前 | ● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視 |
| | ☆ 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況 | ☆ 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況 | ☆ 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況 | ◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況 |
| 午 後 | ☆ 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況 | ☆ 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況 | ◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況 | ☆ 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況 ○ 外部事象等 |
| | ● チーム会議 ● まとめ会議 | ● チーム会議 ● まとめ会議 | ● チーム会議 ● まとめ会議 | ● チーム会議 ● まとめ会議 |

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(4/5)

| 月 日 | 11月26日(月) | 11月27日(火) | 11月28日(水) | 11月29日(木) | 11月30日(金) |
|-----|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 午 前 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 |
| 午 後 | | | | | |

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(5/5)

| 月 日 | 12月3日(月) | 12月4日(火) | 12月5日(水) |
|-----|--|------------------------------|--|
| 午 前 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 | ● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視 |
| | | | ☆ 保安活動に係る品 質保証活動の適 切性に係る改善措 置状況 |
| 午 後 | ☆ 保安活動に係る品 質保証活動の適 切性に係る改善措 置状況 | | |
| | ● チーム会議 ● まとめ会議 | | ● チーム会議 ● まとめ会議 ● 最終会議※2 |

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等
 ※2:日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

保安規定違反(違反)に対する事業者の改善措置状況

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|---|--|--|---|-------|
| 根本原因分析に基づく改善提言に対する不適切な是正措置に係る保安規定違反(違反)に対する改善措置状況 | 平成28年度第3回保安検査において、安全・品質本部は、社長直轄の組織(根本原因分析チーム)から同本部に対してなされた改善提言について、対応が終了していないにもかかわらず、対応が終了し、組織改正等によって改善されたとする事実と異なる評価結果をまとめていたこと、また、当該評価結果は、安全・品質本部長(副社長)を含む限られた幹部の打合せによって策定されたものであり、その意思決定の過程の記録等がなく、また、評価結果を全社対応委員会に諮るべきとこ | 1. 安全・品質本部の是正措置計画 (1)マネジメントレビューの実施に向けた安全・品質本部の対応の改善 ①マネジメントレビューへのインプットの正確性を期すために、セルフチェックシートを用いてインプット資料をチェックすること。 | 【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領」にて、本部内でのセルフチェックシートの運用を定め、平成28年度第4回マネジメントレビューより運用を開始したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。 【平成29年度第4回保安検査】 平成29年11月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。 | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|--|--|---|---------------------|
| | <p>ろ、これがなされていない等、不適切な意思決定プロセスによって策定されたものであったことが確認された。</p> <p>以上は、次の保安規定の条項に違反している。</p> <p>【濃縮・埋設事業所加工施設保安規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条 職務 第2項 ・第22条 業務の計画及び実施 第1項 ・第27条 是正処置及び予防処置 第4項 | <p>②マネジメントレビューの有効性・適時性を向上させるために、保安検査終了後速やかにマネジメントレビューを開催し、社長へ報告すること。</p> <p>③安全・品質本部におけるセルフチェックシートの運用について、各事業部へ展開すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」にて、各事業部の保安検査終了後10営業日以内にマネジメントレビューを開催する運用を定め、平成28年度第4回マネジメントレビューより運用を開始したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>平成29年11月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> <p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>各事業部のインプット資料作成ルールについて、聞き取り調査を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>各事業部の聞き取り調査結果を基に、インプット資料の確認の視点を明確にし、平成29年度第2回マネジメントレビューより運用を開始したこと、また、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> | <p>完了</p> <p>完了</p> |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|---|--|-------|
| | | | <p>【平成30年度第1回保安検査】 平成30年3月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | |
| | | <p>(2)安全・品質本部の役割・責任・権限の明確化 ①安全・品質本部長の役割として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることへの支援及び品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するために社長を補佐することを明確にすること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部長への期待事項について」を社達として制定し(平成29年2月)、明確にしていること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |
| | | <p>②関連規程類において、安全・品質本部の職務を明確にすること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「職制規程」を改正し(平成29年2月及び同年3月)職務を明確にしたこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|--|--|-------|
| | | | <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | |
| | | <p>③各事業部の品質保証活動を監視(オーバーサイト)する仕組みを構築し、各事業部の強み、弱みを特定するとともに、他事業部の強みを水平展開することにより、全社としての安全性向上を図る。また、オーバーサイトの実施結果をマネジメントレビューにおいて社長に報告すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 オーバーサイトを実施するための個別計画書を策定したこと(平成29年4月)、また、各事業部の品質保証活動を定量的に評価するための指標を設定し、各事業部のデータを集約中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づき、各事業部の品質保証活動について、設定した指標を用いて定量的に評価し、平成29年度第1回及び同第2回マネジメントレビューにおいて社長へ報告していること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 平成30年5月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|---|--|-------|
| | | <p>(3)全社対応委員会の改革と仕組みの見直し</p> <p>①全社対応委員会の位置づけを明確にし、必要な事項が管理される仕組みを構築すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>「濃縮事業部保安活動適正化全社対応委員会規程」を改正し、社長からの「指示・命令」機関であることを明確にしたこと（平成29年2月）、また、パンチリストにより課題がフォローされていることを確認した。</p> | 完了 |
| | | <p>②安全・品質本部の管理職及び品質保証部門の関係者に対して、品質マネジメントシステムの理解推進及び改善力を向上させるため、「ISO9000審査員コース」の研修を計画的に実施すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>「品質マネジメントに関する教育」基本計画書を策定したこと（平成29年2月）、また、同計画書に基づいて研修を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>同計画書に基づいて研修を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】</p> <p>平成30年4月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|---|---|-------|
| | | <p>③安全・品質本部員に、担当する業務と保安規定要求事項との紐付けを理解させるために、保安規定に係る教育を実施すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 安全・品質本部の業務と保安規定との関連を整理した表を用いて、教育を実施していること、また、教育実績等を反映して整理表の充実化を図る予定であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年9月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |
| | | <p>④5W2H を意識した業務管理能力の向上を図るために、社外専門家による実践的研修を実施すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「品質マネジメントに関する教育」基本計画書」に基づき研修を実施したこと(平成29年3月)、また、同研修結果を踏まえ、平成29年度に実施する研修計画の見直しを実施中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 研修計画に基づき研修を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 研修計画に基づき研修を実施中であることを確認した。</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|--|---|-------|
| | | | <p>【平成30年度第2回保安検査】 平成29年度の研修結果を踏まえて、平成30年度に実施する研修計画の見直しを実施し、当該研修計画に基づき研修を実施予定であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第3回保安検査】 平成30年11月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | |
| | | <p>(5)安全・品質本部の心得の制定と徹底</p> <p>①品質保証活動の重要性を認識した活動を実施するために、安全・品質本部員が品質保証活動に関する業務を遂行する際の拠り所として活用する心得を本部内に浸透させること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部員の心得(7つの心得)」を改正し、本部員全員で毎朝唱和していること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|---|--|-------|
| | | <p>(6)重要度・緊急性を踏まえた業務プロセスの確立</p> <p>①安全・品質本部で所掌する業務の重要度・緊急性を明確にし、業務の見える化を図ることにより、計画的かつ組織的な業務管理を徹底すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領」を改正し、当該要領に従って、重要度・緊急性を踏まえて平成29年度の品質目標を設定していること、また、当該品質目標を執務室に掲示し、本部長以下で進捗状況を確認するとともに課題を共有していること(平成29年4月)、さらに、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年10月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |
| | | <p>②業務の計画を策定するにあたり、要求事項及び重要度・緊急性を明確にすること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 文書管理要領」の改正方針を検討中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 同要領を改正し、5W2H、業務の重要</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|--|--|-------|
| | | | <p>度・緊急性を意識した文書を作成すること等を明確にしたこと(平成29年6月、同年7月)、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、重要度・緊急性に係る記載が不十分と判断し、同要領を再改正したことを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 平成30年3月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | |
| | | <p>(7)安全・品質本部の不適合管理ルールの見直し</p> <p>①安全・品質本部の不適合管理について、5W2Hを意識する手順とし、重要性に応じたグレード分けを行い、</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 不適合管理要領」を改正し、5W2H を意識した様式への変更、重要性に応じたグレードの設定及び不適合検討 WG を設置したこと(平成29年3月)、</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|--|--|-------|
| | | <p>会議体において是正処置の妥当性及び進捗状況を確認する運用とすること。</p> | <p>また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | |
| | | <p>(8)「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」の整理、個別計画書の策定及び実施</p> <p>①「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」(以下「全体計画書」という。)を整理し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動と、安全・品質本部の是正措置計画に係る活動を分割すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 全体計画書を改正するとともに、「安全・品質本部における是正措置等の活動計画書」を策定したこと(平成29年3月)を確認した。</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステータス |
|----|-----------|---|--|-------|
| | | <p>②安全・品質本部の是正措置計画に係る個別計画書を策定し、改善活動を実施すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部における是正措置等の活動計画書」に基づく個別計画書を策定し、改善活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づき改善活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 同計画書に基づき改善活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】 同計画書に基づき改善活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第3回保安検査】 平成30年9月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|--|--|-------|
| | | <p>2. 監査室の是正措置計画</p> <p>(1) 監査室の独立性確保</p> <p>① 特定の取締役が強く監査室に関与しないために、担当取締役を廃止すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>取締役の業務分担及び事務委嘱を見直し、監査室の担当取締役を廃止したこと(平成29年1月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |
| | | <p>② 監査室の執務室を、監査対象組織から物理的に隔離すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>安全・品質本部の隣にあった監査室の執務室を別のフロアに移し、保安組織から物理的に隔離したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|--|---|-------|
| | | <p>③ 関連規程類の中で、監査室が組織的に独立した記載となっていること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 関連規程類について、監査室の独立性に影響を及ぼす記載がないことを確認したこと(平成29年2月)、また、「全社品質保証計画書」を安全・品質本部が改正する際に、「監査室の独立性の確保」を追加したこと(平成29年3月)、さらに、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |
| | | <p>(2) 監査室の活動を監査に限定</p> <p>① 監査室の活動を監査に限定するために、関連規程類を改正すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「監査室全社品質保証計画書運用要則」を改正し、監査室の活動を監査に限定したこと(平成29年2月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|---|---|-------|
| | | | <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | |
| | | <p>②臨時の特別監査に対応するための仕組みを構築すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「監査室内部監査要則」を改正し、臨時の特別監査を行う際に、必要な力量を有する人材を全社から招集できるようにしたこと（平成29年2月）、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |
| | | <p>(3)監査室の役割、責任及び権限の明確化 ①監査室の責任と権限が関連規程類において明確となっていること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 JEAC4209の監査に関する要求事項と照らし合わせて、関連規程類において、監査室の責任と権限が明確になっていること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した（平成29年3月）。</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|--|--|-------|
| | | | <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | |
| | | <p>②監査室員の役割を明確にし、業務を遂行する際の拠り所として活用する心得を監査室内に浸透させること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「監査室員の心得」を策定し、監査室員に対して教育を実施したこと（平成29年3月）、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |
| | | <p>③監査室の業務目標において、監査室員個人の役割及び責任を明確に設定すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 監査室員が個人の「業績評価表（計画）」を設定したこと（平成29年4月）、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価し</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|--|--|-------|
| | | | ていることを確認した。 | |
| | | <p>(4) 監査室員の力量向上</p> <p>① 監査は客観的な事実に基づく行為であることを再認識するために、品質マネジメントの基礎に係る教育を実施すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 監査室員に対して、「品質マネジメントシステム運用研修」を実施したこと(平成29年3月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |
| | | <p>② 品質マネジメントシステムの理解推進及び改善力を向上させるため、「ISO9000審査員コース」の研修を計画的に実施すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「品質マネジメントに関する教育」基本計画書」に基づいて教育を実施中であること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|--|---|-------|
| | | ③監査に必要な力量を向上させるため、監査室員が実施する内部監査において、品質マネジメントシステムの専門家による現地指導を受けること。 | <p>【平成29年度第1回保安検査】 平成29年3月に実施した内部監査において、外部の専門家が立会い、助言を受けたこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |
| | | ④監査に必要な力量を有する人材を確保すること。 | <p>【平成29年度第1回保安検査】 監査に必要な力量を有する要員2名が増員されたこと(平成29年4月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> | 完了 |
| | | (5)監査の質の向上 ①監査室が実施する内部監査と、各事業部の品質保証部門が実 | <p>【平成29年度第1回保安検査】 各部門の現状を把握し、内部監査に係る改善事項について整理し、改善策を検討</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|-------------------------------------|---|-------|
| | | <p>施する内部監査を整理し、内部監査プロセスを改善すること。</p> | <p>中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 監査室の品質目標に取り上げて活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 改善事項を抽出し活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】 抽出した改善項目について要領等を見直したことを確認した。</p> | |
| | | <p>②適切かつ実効的な内部監査を実施すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 社長からの指示を受けて、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査の計画を検討中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年6月及び同年7月に安全・品質本部及び濃縮事業部に対し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査を実施したこと、監査結果を安全・品質改革委員会へ報告していることを確</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|--|---|-------|
| | | | <p>認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成30年1月に監査室に対し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査を実施したこと、監査結果を安全・品質改革委員会へ報告していることを確認した。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】 平成30年7月に安全・品質本部、平成30年8月に濃縮事業部に対し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査を実施したこと、監査結果を安全・品質改革委員会へ報告していることを確認した。</p> | |
| | | <p>3. 是正措置等の進捗管理及び評価体制の構築</p> <p>(1) 全社の品質保証活動の実施状況について、経営の観点から観察・評価し、社長が必</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 全社対応委員会（社長が委員長を務め、安全・品質本部が事務局を担当）から業務を引継ぎ、安全・品質改革委員会（社</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|---|--|-------|
| | | <p>要な指示・命令を与え、必要に応じて人材、資源の強化を図ること等を目的とした会議体を設置すること。</p> | <p>長が委員長を務め、経営本部が事務局を担当)を設置したこと(平成29年3月)、また、当該委員会は平成29年6月までに10回開催され、是正措置の具体的なアクションプランや全社の品質保証活動に係る改善活動等が議論されるとともに、その進捗を管理していることを確認した。</p> | |
| | | <p>(2)是正措置等の品質保証活動の実施状況について、外部からの客観的な観点で評価、助言を行う会議体を設置すること。</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 安全・品質改革委員会における改善活動状況に対して、外部からの客観的な観点で評価、助言を行う機関として、社外有識者(法曹界、ISO規格及び安全文化等の専門家)を委員とする安全・品質改革検証委員会を設置したこと(平成29年4月)、また、平成29年6月に当該委員会を開催予定であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年6月に第1回安全・品質改革検証委員会を開催し、委員より、各部門の悪いところのみを取り上げる競争とならないように配慮すること等の改善活動に対する助言を得たこと、当該委員会における議事概</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|---|---|-------|
| | | | <p>要を社外へ公開していることを確認した。</p> <p>【平成30年度第3回保安検査】 平成30年10月に安全・品質改革検証委員会を開催し、委員より「報告徴収命令に基づく是正措置等は適切に活動を実施あるいは継続していることを確認した。更なる改善に向けた課題・提言に対する対応については、今後、確実に実施することを望む。」等の改善活動に対する評価及び助言を得たこと、当該委員会における議事概要を社外へ公開していることを確認した。</p> | |
| | | <p>4. 全社における継続的な改善活動</p> <p>(1) 職場風土を改善するために、主に以下の事項を実施すること。</p> <p>① 対話活動の促進 (役員間、役員と社員、社員間)</p> <p>② 役員のコミュニケーション力の多面評価とトレーニングの実施</p> | <p>【平成29年度第1回保安検査】 「全社的な職場風土の改善に関する計画書」を策定し(平成29年5月)、各事業部に展開して活動中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づき活動を実施中であることを確認した。</p> | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|---|---|-------|
| | | ③研修の実施(コミュニケーション研修等) ④職場の業務課題の共有化 ⑤職場風土の現状把握のためのアセスメントの実施(アンケート、インタビュー) | 【平成30年度第1回保安検査】 同計画書に基づき活動を実施中であることを確認した。 【平成30年度第2回保安検査】 当該活動の有効性の自己評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。 | |
| | | (2)各事業部の保安活動に関与する組織の管理職及び品質保証部門の要員に対して、品質マネジメントシステムの理解を促進させるため、「ISO9000主任審査員コース」の研修を計画的に実施すること。 | 【平成29年度第1回保安検査】 平成29年7月及び同年8月に当該研修を実施するために、計画書を改正中であることを確認した。 【平成29年度第4回保安検査】 計画書に基づき、研修を実施中であることを確認した。 【平成30年度第1回保安検査】 計画書に基づき、研修を実施中であることを確認した。 【平成30年度第2回保安検査】 計画書に基づき、研修を実施中であるこ | 完了 |

| 件名 | 違反概要・違反条項 | 再発防止策 | 改善措置状況 | ステイタス |
|----|-----------|-------|---|-------|
| | | | <p>とを確認した。</p> <p>【平成30年度第3回保安検査】 平成29年度の活動に対して、平成30年4月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していること、平成30年度以降の活動は計画書に基づき、各部門の品質目標で管理された状態で継続して実施していることを確認した。</p> | |